

3 まとめ

文部科学省は、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、文部科学省の所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定している。この行動計画に基づき、長寿命化計画について、地方公共団体に対して通知を発出し、令和2年度末までの早期に策定することを促すとともに、地方公共団体が策定できるよう技術的な支援を行っている。

本実態調査の結果、当省が調査した66市町村のうち、令和元年度末時点で、18市町村が長寿命化計画を策定済みで、42市町村は令和2年度末までに策定予定としており、令和2年度末までには、全体の約9割を占める60市町村において、長寿命化計画が策定済みとなる予定である。

一方、令和2年度末までに策定できないとしている5市町村のうち、2市町村は学校施設の統廃合等について検討が終了した時点で、3市町村は長寿命化計画の策定のための調査費を確保し、状況を把握した時点で策定予定としている。また、1市町村では、全ての学校施設について、必要な改修を行ったばかりであり、安全性は確保できているとし、長寿命化計画を策定する予定はないとしている。

本来、長寿命化計画は、中長期的な学校施設の維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを主な目的としているため、学校施設ごとに今後の改修等の時期、内容及び費用の見込み等について整理することが必要とされている。

しかし、策定済みの市町村及び令和2年度末までに策定予定の市町村における長寿命化計画についてみると、学校施設の統廃合等の検討が行われている市町村では、統廃合等の内容が未確定のため、長寿命化の対象となる学校施設、改修の優先順位、改修内容等を反映させることが困難であるとして、必要とされる内容が整理されていないか、整理されない可能性のある内容となることにより、長寿命化計画の実効性が確保されないものがみられた。

【所見】

したがって、文部科学省は、長寿命化計画が真に実効性のある内容で策定されるよう以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 令和2年度末において長寿命化計画が未策定となる地方公共団体に対し、その理由を改めて把握し、地方公共団体の実情を踏まえた上で、長寿命化計画の策定に必要な助言を行うこと。
- ② 学校施設の統廃合等の内容が未確定の状況下で長寿命化計画を策定した地方公共団体に対し、長寿命化計画の実効性が確保されている内容であるかを確認し、長寿命化計画の見直しが必要であると考えられる場合には、地方公共団体に対して必要な助言を行い、見直しを促すこと。